

## 第 1 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 2 年 4 月 1 0 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 2 年度第 1 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部 外会議室に招集した。

- 議案第 1 号 担当受持ち区域の決定（案）について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（3 件）
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の利用権設定について（1 3 件）
- 議案第 5 号 非農地証明について（3 件）
- 報告第 1 号 専決処分について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書について（1 件）
- 報告第 2 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について（1 件）

〈農業委員〉 8 人

〈事務局〉 3 人

開会 （午前 9 時 3 0 分）

議 長	<p>令和 2 年度第 1 回農業委員会を開会します。</p> <p>会議を行う前に、今回の委員会につきまして、前回同様、新型コロナウイルスの影響による健康被害を最小限に抑えるため、議決は行えるよう農業委員のみ招集し、審議時間を短縮しながら進行します。</p> <p>議事録署名人の指名を行います。2 番委員、3 番委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、新農業委員の辞令交付を行います。事務局に進行をお願いします。</p>
事務局	それでは、選任された委員の辞令交付を行います
委 員	はい。
	（辞令交付）
事務局	<p>辞令交付についても、本来なら、市長が行う予定でしたが、新型コロナウイルスの関係により欠席となりましたので、併せて、挨拶も事務局より代読します。</p> <p style="text-align: center;">（市長挨拶文の代読）</p>

事務局	続いて、新農業委員の自己紹介をお願いします。
委員	(自己紹介)
事務局	ありがとうございました。 これにて、辞令交付式を終了します。以後の進行は、会長 をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。 委員会内で発言する際は、挙手をし、指名されてから発言 願います。 議案第1号 「担当受持ち区域の決定(案)について」 事務局から説明させます。
事務局	議案第1号 「担当受持ち区域の決定(案)について」 を説明した。 受持ち区域については、新農業委員が前会長の受持ち区域 を引き継ぐ形で作成しており、前年度から委員をされてい る方は、変更はありません。
議長	各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、那珂川市農業委員会担当受持ち区域 (案)は決しました。「(案)」の字を消して下さい。 次に、議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第2号

	「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当の7番委員に意見を求めます。
委 員	現地確認しましたが、異常はありませんでした。
議 長	各委員から質疑を求めます。 ●委員。
委 員	29ページの不整形な土地であった場合の、これは道路に 接しているんですか。
事務局	31ページの図面の右側、県道早良・大野城線が走ってお り、その申請地との間に歩道を挟んで、既存の乗り入れ口 から入ってくるような形です。
議 長	ほかに、質疑を求めます。
	(質問・意見なし)

議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議 長	各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を説明した。
議 長	各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第4号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から13を事務局から説明させます。件数が多いた め、省略して事務局から説明させます。
事務局	議案第4号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から13を説明した。
議 長	5分ほど時間を取ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第5号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第5号 「非農地証明について」 番号1を説明した。
議 長	担当の7番委員の意見を求めます。
委 員	現地に見に行きましたが、申請地は建物が建っており、現 場は異常ありませんでした。
議 長	各委員から質疑を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第5号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第5号 「非農地証明について」 番号2を説明した。
議 長	担当は、私です。 現場を確認したところ、別に異常はありませんでした。 各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第5号 「非農地証明について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第5号 「非農地証明について」 番号3を説明した。
議 長	担当は、私です。

	現場を確認しましたが、特に問題はありませんでした。 各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 これは会長の専決として決済処理を終わっている内容です ので、簡単に説明させます。 報告第1号 専決処分について 「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 について」番号1 報告第2号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）に ついて」番号1を事務局お願いします。
事務局	報告第1号 専決処分について 「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 について」番号1 報告第2号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）に ついて」番号1を説明した。
議 長	4番委員。
委 員	農地法第18条について、解約をするためだけの農地法に なのか、説明をお願いします。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	11ページの3、賃貸借契約の内容で、農地法第3条で貸

	<p>し借りされている状況になっています。</p> <p>それで、農地法第18条第6項の規定による通知書について、農地の賃貸借の解約は、農地法で制限をされています。賃貸借による作地の解約については、原則として知事の許可を得る必要があります。ただし、貸人、借人双方の合意による解約で、土地の引渡し時期が合意が成立した日から6か月以内であり、かつその旨が書面で明らかな場合や農事調停により行われる場合には、知事の許可がなくても解約することができます。</p>
議 長	4番委員、よろしいでしょうか。
委 員	はい、分かりました。
議 長	本日の議案、報告は終了し、第1回農業委員会は閉会した。